

[委員会からのお知らせ](#)

[第261回食品安全委員会議事概要](#)

## ■第261回食品安全委員会会合結果■

## 【農薬】【動薬】【化学・汚染】

日時:平成20年11月6日(木) 14:00 ~ 14:45

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:17名

## 議事概要:

## (1) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「ジクロスラム」に関する意見・情報の募集について

2) 「ヘキサジノン」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

## 〈参考〉

1)、2) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

## (2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1) 「オメプラゾール」に関する意見・情報の募集について

2) 「オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤(ガストログード)」に関する意見・情報の募集について

3) 「エブリノメクチン」に関する意見・情報の募集について

4) 「エブリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(エブリネックス トピカル)」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

## 〈参考〉

1)、2) 馬の胃潰瘍治療を目的として使用されます。

3)、4) 牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除を目的として使用されます。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

## (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○清涼飲料水中の化学物質7品目

## 1) ベンゼン

・事務局から説明。

・「非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量(TDI)を $18 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $2.5 \times 10^{-6}$ のマイナス2乗/( $\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日)と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

## 2) 1, 2-ジクロロエタン

・事務局から説明。

・「非発がん毒性を指標とした場合のTDIを $37.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $6.3 \times 10^{-6}$ のマイナス2乗/( $\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日)と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

## 3) 臭素酸

・事務局から説明。

・「非発がん毒性を指標とした場合のTDIを $11 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $2.8 \times 10^{-6}$ のマイナス2乗/( $\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日)と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

## 4) トリクロロエチレン

・事務局から説明。

・「非発がん毒性を指標とした場合のTDIを $1.46 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $8.3 \times 10^{-6}$ のマイナス3乗/( $\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日)と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

## 5) ジクロロメタン

・事務局から説明。

・「ジクロロメタンのTDIを、 $6 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

## 6) テトラクロロエチレン

・事務局から説明。

・「テトラクロロエチレンのTDIを14  $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

#### 7)トルエン

・事務局から説明。

・「トルエンのTDIを149  $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

#### <参考>

1)染料や合成ゴム、合成洗剤、有機顔料等の合成原料として使われています。主に車の排気ガスから環境中に排出されますが、地下水に侵入すると、容易に揮発しないことが知られています。

2)、4)~6)化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。

3)原水中の臭化物イオンが高度浄水処理のオゾンと反応して生成されます。

7)各種化学物質の原料や、塗料等の溶剤として使われています。排出量の多い化学物質のひとつで、工場からの排出や自動車の排気ガスにより環境中に放出されます。大部分が大気中に存在しますが、水道管の内面の塗装等により、水道水に混入することがあります。

#### (4)食品安全委員会の10月の運営について

・事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー